

子ども・子育て会議資料			
年月日	令和8年3月16日(月)		
担当課	教育管理部幼児教育課		
担当者	上田(将)	電話	0791-64-3222

特定乳児等通園支援事業事業者の確認に係る意見聴取について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するに当たり、子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定により、下記の乳児等通園支援事業所から特定乳児等通園支援事業者の確認申請がありましたので、同条第3項の規定により、本市子ども・子育て会議の意見を聴取するものです。

記

1 確認について

確認申請のあった11園については、現在、市内で保育所・認定こども園を運営しており、本事業に求められる運営基準を満たしていることから、特定乳児等通園支援事業者として適当であることを確認するもの

※特定乳児等通園支援事業：乳児等支援給付費の支給対象となる乳児等通園支援事業

2 乳児等通園支援事業所

施設名	地区	利用定員(予定)		
		0歳	1歳	2歳
たんぽぽ保育園	龍野町	5	5	5
旭こども園	龍野町	2	2	1
あそびの丘	揖西町	2	2	2
すみれこども園	揖保町	5	5	10
揖保みどり保育園	揖保町	3	6	0
まことこども園	神岡町	2	2	0
西楽保育園	神岡町	5	5	5
東栗栖保育園	新宮町	2	2	2
まあや学園	揖保川町	0	6	6
じょうせんこども園	御津町	5	5	10
岩見保育所	御津町	5	5	5
合計		36	45	46

計 127 人

子ども・子育て支援法（一部抜粋）

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

- 2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。)ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。
- 3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。